

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- ・確定申告の改正点
- ・確定申告に当たっての留意事項
- ・中小企業のための助成金

[今月のトピックス]

- ・今月のお役立ちホームページ
- ・営業時間短縮協力金のお知らせ

健全性支援実績No1を目指す！

Tax & Financial Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F

TEL(06)6538-0872

FAX(06)6538-0896

E-mail info@tfg.gr.jp
(編集担当 藤本)

確定申告の改正点

主に令和2年分より適用されるものについて

年末調整が終わり、いよいよ令和2年分確定申告が始まりました。今回の確定申告は、所得税の基礎控除が38万円から48万円に引き上げられる等、納税者の方々全員に影響する改正点があります。令和2年分の確定申告をする際に今回より適用される改正点をここで説明させていただきます。紙面の関係もあり主要なものをできるだけ多くご説明させていただく為に箇条書きのようになりますがご容赦ください。

所得控除額関係

1. 基礎控除が一律10万円引き上げられ48万円になりました。
但し、合計所得が2,400万円を超える方は段階的に控除額が減少し2,500万円を超えると基礎控除は適用されません。
2. 給与所得控除が一律10万円引き下げられ、上限額が220万円から190万円になりました。
上限額が適用される方の給与収入も1,000万円から850万円に引き下げられました。
3. 公的年金等控除が一律10万円引き下げられ、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額の上限が195万5千円になりました。

所得控除適用の所得要件関係

1. 勤労学生控除を適用するご本人の所得要件が65万円から75万円に引き上げられました。
2. 配偶者控除を適用する配偶者の所得要件が38万円から48万円に引き上げられました。
3. 配偶者特別控除を適用する配偶者の所得要件が38万円超123万円以下から48万円超133万円以下に引き上げられました。
4. 扶養控除を適用する扶養家族の所得要件が38万円から48万円に引き上げられました。

新設された所得控除関係

1. ひとり親控除（所得控除額35万円）が新設され、従来のお子さんのいらっしゃる寡婦（夫）控除が移行するとともに新たに未婚の親御さんも加えられました。寡婦控除についてはご本人の所得が500万円以下

の上限が加えられました。

2. 所得金額調整控除が新設され、給与等の収入金額が 850 万円を超える方は、給与等の収入金額から 850 万円を控除した金額の 10% を給与所得金額から控除されます。但し、給与等の収入金額が 1,000 万円超の方は 1,000 万円とみなして計算します。

給与所得者の特定支出

特定支出の範囲に、勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要な旅費等で通常要する支出が追加になりました。また、単身赴任者の帰宅旅費が 1 ヶ月に 4 往復までであったのが、回数制限がなくなり、通常要する自動車等の帰宅で燃料費及び有料道路の料金も加えられました。

青色申告関係

従来、要件を満たして青色申告特別控除として 65 万円控除できていたのが、55 万円の控除になりました。但し、以下の 1 又は 2 のいずれかの要件を満たしている場合は 65 万円控除が適用できます。

1. 「電磁的記録の備付け及び保存」又は「電磁的記録の備え付け及びその電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」を行っている。
2. 確定申告を電子申告により行っている。

事業所得関係

「中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例」が令和 2 年 3 月 31 日迄であったのが令和 4 年 3 月 31 日まで延長されました。

譲渡所得関係

1. 「特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例」が令和 3 年 1 2 月 3 1 日まで 2 年延長されました。
2. 「居住用財産の買い替え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰り越し控除」が令和 3 年 1 2 月 3 1 日まで 2 年延長されました。
3. 「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」が令和 3 年 1 2 月 3 1 日まで 2 年延長されました。

金融・証券関係

1. つみたて N I S A の口座開設可能期間が令和 2 4 年 1 2 月 3 1 日まで 5 年延長されました。
2. 「先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除」の適用対象から、暗証資産デリバティブ取引の差金等決済に係る雑所得等が除外されました。但し、差金等決済で令和 2 年 5 月 1 日以後に行われるものに適用されます。

住宅税制

1. 「住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除」について、新規住宅の居住年の翌年以後 3 年以内の各年で旧住宅等を譲渡した場合に「居住用財産の譲渡特例」の適用を受けるときは、居住年以後 10 年間の各年の所得税で「住宅借入金等を有する場合の所得税額特別控除」が適用できなくなりました。認定住宅についても上記と同様であれば「認定住宅の新築をした場合の所得税額特別控除」が適用できなくなりました。但し、旧住宅等を令和 2 年 4 月 1 日以後に譲渡した場合について適用できなくなります。

確定申告に当たっての留意事項

問い合わせの多い項目など

1年で一度のことなので忘れていて、これはどうだったかなど、令和2年分の確定申告に当たって問い合わせの多い事柄をご紹介します。

ふるさと納税

ふるさと納税とは皆様が応援したい自治体に寄付ができる仕組みのことです。

ふるさと納税をされたお客様の中で、下記の1～3の一つでもあてはまる方は確定申告をする必要があります。

1. 1月から12月までの間に寄付をした自治体数が6以上ある方
2. 寄付をした自治体「すべて」にワンストップ特例の申請ができなかった方
3. 給与所得者で、かつ高額医療費の支払いがあり、医療費控除などの申告が必要な方

医療費控除

一定以上の医療費を支払った場合に適用される「医療費控除」についてですが、交通費を含めることができることはご存じかと思いますが、交通費のどこまでを医療費に含める必要があるかについて記載したいと考えます。

(1)医療費に含めることができるもの

1. 電車やバスの交通費
2. 付き添いは必然性がある場合のみ対象

(2)医療費に含めることができないもの

1. タクシー代はやむを得ない場合以外は対象外
2. 車のガソリン代、駐車料金、高速料金
3. 新幹線や飛行機は自己都合の場合は対象外

尚、薬局で購入した日用品については対象外であることに留意をお願いします。

また、医療費控除の明細書を作成するのにお勧めは、国税庁のHPにある「医療費集計フォーム(エクセル)」を使用することです。

確定申告での収入(所得)の範囲

収入・所得関係で留意していただきたい事項は以下のとおりです。

1. 副収入関連

インターネットによるサイドビジネスなどで得た所得についても併せて申告する必要があります。副収入等によって20万円を超える所得を得ている場合は確定申告が必要になります。例えば、ネットオークションやフリーマーケットアプリで衣服や雑貨、家電などの資産の売却で20万以上所得が発生する場合は確定申告が必要です。最近では民泊による所得も申告対象です。

2. 一時所得関連

生命保険会社などから満期金や一時金を受け取られた方は、その収入が一時所得として申告する必要があるか、生命保険会社から送付された書類を再度確認ください。その書類には申告すべき金額が記

載されています。また競馬などの公営競技の払戻金は課税の対象となりますので、高額な払戻金を受けた場合には申告が必要な場合があります。例えば100円で馬券購入したものが10万円になったとしたら必要経費100円を引いた99,900円は所得として申告しなければなりません。

住宅取得控除

令和2年において家屋を新築ないし取得した場合において、6か月以内の入居が必要ですが新型コロナウイルス感染症の影響で入居が遅れた場合など適用要件が弾力化されています。詳しくはお問い合わせください。

消費税及び地方法人税の申告をする必要がある人

消費税及び地方法人税の申告をする必要がある人は次の方であります。

1. 基準期間（平成30年分）の課税売上高が1,000万円を超える方
2. 基準期間（平成30年分）の課税売上高が1,000万円以下で令和元年12月までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方
3. 1・2に該当しない場合で特定期間（平成31年1月1日から令和元年6月30日までの期間）の課税売上高が1,000万円を超える方

なお、特定期間における1,000万円の判定は課税売上高に代えて給与支払額によることもできます。

最後に

税務署の窓口が開いている時間についてですが土日祝を除く8時30分から17時までです。

なお、留意すべきことはコロナの影響で「入場整理券」がないと税務署には入館できません。その入場整理券がすべて配布されると後日の来場を依頼される可能性があります。

また、一部の税務署では土日以外で2月21日（日曜日）と2月28日（日曜日）に限り日曜日でも確定申告の相談及び申告書の受付が行われる予定です。お困りの方は、TFGまでご一報くださいませ。

中小企業のための助成金

定年5歳引き上げで最大160万円 -

令和3年4月1日から高年齢者雇用安定法が改正され、これまでの65歳までの雇用確保に加え、70歳までの就業確保が努力義務となります。60歳といえどもまだまだ元気。意欲や能力がある高齢者人材活用を図る企業にお勧めです。65歳以上の定年引上げ、定年制の廃止、66歳以上の者に対し、希望者全員対象の継続雇用制度を導入した場合に助成されます。コースが3つありますが今回はより身近なコースのみご紹介させていただきます。

対象

1. 雇用保険適用事業所
2. 支給申請日の前日に60歳以上の雇用保険被保険者で1年以上継続雇用又は定年後再雇用者が1名以上

65歳超継続雇用促進コース

1. 労働協約又は就業規則により次の(1)～(3)のいずれかに該当する制度を実施したこと。
 - (1) 65歳への定年引上げ
 - (2) 定年の定め廃止
 - (3) 希望者全員を66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入
2. 支給要件
 - (1) 制度を規定した際に経費を要したこと。
 - (2) 制度を規定した労働契約又は就業規則を整備していること。
 - (3) 支給申請日の前日において、高年齢者雇用推進員の選任及び高年齢者雇用管理に関する措置を実施していること。
 - (4) 制度の実施日から起算して1年前の日から前日の間までに、高年齢者雇用安定法第8条又は9条第1項の規定に違反していないこと。
 - (5) 支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働者を除く。期間の定めのない労働契約を締結する労働者又は定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されているものに限る）が1人以上いること。
3. 支給額

定年引上げ等の措置の内容や年齢引き上げ幅、60歳以上の雇用保険被保険者数に応じて、下記の金額が支給されます。

「A. 65歳以上への定年引上げ」「B. 定年の定め廃止」

措置内容 60歳以上被保険者	A				B 定年の定め廃止
	65歳まで引き上げ		66歳以上に引き上げ		
	5歳未満	5歳	5歳未満	5歳	
1～2人	10万円	15万円	15万円	20万円	20万円
3～9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円
10人以上	30万円	150万円	35万円	160万円	160万円

「C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度導入」

措置内容 60歳以上被保険者	C			
	66～69歳まで		70歳以上	
	4歳未満	4歳	5歳未満	5歳以上
1～2人	5万円	10万円	10万円	15万円
3～9人	15万円	60万円	20万円	80万円
10人以上	20万円	80万円	25万円	100万円

定年引上げと、継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合の支給額はいずれか高い方のみとなります。

助成金といってもたくさんの種類があります。今の経済状況でよく聞かれる助成金ではこの他に「雇用調整助成金」や「働き方改革推進助成金」の中のテレワークコースなど様々です。ご興味あるいは該当するのではとお思いの方は遠慮なくお問い合わせください。



今月のブックマーク

Windows の OS にはサポートがあります。Windows 7 は既にサポートが終了していますが、次にクライアント OS のサポート終了が 8.1 であり、2023 年 1 月 10 日の予定になっています。現時点ではまだ 2 年弱ありますが、サポートが終了する前に新しい OS にするなどの対応が必要になります。

<https://www.pct.co.jp/ccclumn20191016/>

「PC テクノロジー Windows 8 / 8.1 はいつまで使い続けられるの？」

営業時間短縮協力金のお知らせ

緊急事態宣言が発令されたことを受け、令和 3 年 1 月 14 日から 2 月 7 日の 25 日間営業時短の要請に全面的にご協力いただいた飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に支給されます。

大阪府での対応をご紹介します。(地域により異なります)

- 対象者：
- ・大阪府内に対象施設(店舗)があること
 - ・午後 8 時から翌午前 5 時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、1 月 14 日から 2 月 7 日までの間、午前 5 時から午後 8 時までの間に営業時間を短縮するとともに酒類の提供は午前 11 時から午後 7 時までとする。
 - ・感染拡大予防ガイドラインを遵守しているとともに感染防止宣言ステッカーを登録及び掲示していること。
 - ・食品衛生法上の飲食店営業・喫茶店営業の許可を取得していること。
 - ・倒産・廃業している事業者でないこと。

以上、詳しくは **TFG 共栄会事務局** 藤本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

TFGでは現在、時差出勤及びテレワークを限定的に実施しております。ご不便をおかけすることがあるかもしれませんがご理解賜りますようお願い申し上げます。

— 起業・革新・ベンチャー支援 ... **T&FG** group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております

〒550-0011 大阪市西区阿波座 1 丁目 4 番 4 号

野村不動産四ツ橋ビル 8F

(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896

[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 藤本 清